

株式会社日新 神奈川埠頭倉庫

月例安全会議

第4回 海上輸送危険物の識別



一般財団法人

新日本検定協会

安全環境室

2023年12月28日

警告 別表第1（危険物リスト）

別表第1（第2条、第3条、第7条、第7条の2、第10条、第13条の2、第14条の2、第14条の3、第14条の4、第15条、第15条の2、第16条、第16条の8の2、第17条、第17条の2、第18条の3、第19条、第20条の3、第21条の2、第24条関係）

国連 番号	品名		分類	項目	等級	隔離 区分	副次 危険性 等級	容器 等級	少量危険 物の許容 数量又は 許容質量	少量危険 物の許容 数量又は 許容質量	容器及び包装										特別 規定	積載方法	隔離	備考
	日本語名	英語名									小型容器又は 小容量容器	追加 規定	大型容器	追加 規定	IBC容器	追加 規定	ボートブルタンク	追加 規定	タンク	追加 規定				
0004	ピクリン酸アンモニウム (乾性のもの又は10質量%未満の水で湿性としたもの)	AMMONIUM PICRATE dry or wetted with less than 10% water, by mass	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	F112 (a), (b) 又は (c) F130	PP26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES10	1	-
0006	砲丸完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	F130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES08	-	-
0006	砲丸完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	火薬類	-	1.1	E	-	-	-	-	F130	PP67	LP101	LI	-	-	-	-	-	-	-	ES03	-	-
0007	砲丸完成弾 (さく薬付きのもの)	CARTRIDGES FOR WEAPONS with bursting charge	火薬類	-	1.2	F	-	-	-	-	F130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES08	-	-
0009	砲丸 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, INCENDIARY with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	G	-	-	-	-	F130	PP67	LP101	LI	-	-	-	-	-	-	-	ES03	-	-
0010	砲丸 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, INCENDIARY with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	G	-	-	-	-	F130	PP67	LP101	LI	-	-	-	-	-	-	-	ES03	-	-
0012	無火薬弾丸付き砲丸完成弾 (小火器弾薬を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, INERT PROJECTILE or CARTRIDGES, SMALL ARMS	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	F130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05	-	-
0014	砲丸空包又は小火器用空包 (増設用びょう打ち銃用空包を含む。)	CARTRIDGES FOR WEAPONS, BLANK or CARTRIDGES, SMALL ARMS, BLANK	火薬類	-	1.4	S	-	-	-	-	F130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES05	-	-
0015	発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, TOXIC with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	G	SP204	-	-	-	F130	PP67	LP101	LI	-	-	-	-	-	-	-	ES03又は ES07 13	-	-
0016	発煙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, SMOKE with or without burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	G	SP204	-	-	-	F130	PP67	LP101	LI	-	-	-	-	-	-	-	ES03又は ES07 13	-	-
0018	催涙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, TEAR-PRODUCING with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	G	6.1 8	-	-	-	F130	PP67	LP101	LI	-	-	-	-	-	-	-	ES03又は ES07 13	-	-
0019	催涙弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, TEAR-PRODUCING with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	G	6.1 8	-	-	-	F130	PP67	LP101	LI	-	-	-	-	-	-	-	ES03又は ES07 13	-	-
0020	毒ガス弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, TOXIC with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.2	K	6.1	-	-	-	F101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES08 14 40	-	SP274
0021	毒ガス弾 (さく薬筒、放出薬又は発射薬付きのものを含む。)	AMMUNITION, TOXIC with burster, expelling charge or propelling charge	火薬類	-	1.3	K	6.1	-	-	-	F101	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES08 14 40	-	SP274
0027	黒色火薬 (粒状又は粉状のもの)	BLACK POWDER (GUNPOWDER) granular, or as a meal	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	F113	PP50	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES10	-	-
0028	黒色火薬 (圧縮したもの又はペレット状のもの)	BLACK POWDER (GUNPOWDER) COMPRESSED or BLACK POWDER (GUNPOWDER) IN PELLETS	火薬類	-	1.1	D	-	-	-	-	F113	PP51	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES10	-	-
0029	工業雷管 (爆発用のものであって、電氣式でないもの)	DETONATORS, NON-ELECTRIC	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	F131	PP68	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES11	-	-
0030	電氣雷管 (爆発用のもの)	DETONATORS, ELECTRIC for blasting	火薬類	-	1.1	B	-	-	-	-	F131	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES11	-	-
0033	爆弾 (さく薬付きのもの)	BOMBS with bursting charge	火薬類	-	1.1	F	-	-	-	-	F130	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	ES08	-	-

識 別

運 送 要 件

危告示 別表第1 備考一覧

識 別	備考1： 品名 等
	備考2： 等級、隔離区分、容器等級 又は タイプ の判定基準
	備考3： 主たる危険性と副次危険性の判断基準
	備考4： 等級の欄及び副次危険性等級の欄に掲げる記号の意義
運 送 要 件	備考5： 少量危険物の許容容量又は許容容量の欄に掲げる記号の意義
	備考5の2：微量危険物の許容容量又は許容質量の欄に掲げる記号の意義
	備考6： 容器 の欄に掲げる記号の意義
	備考7： 積載方法 の欄に掲げる記号の意義
	備考8： 隔離 の欄に掲げる記号の意義
	備考9： 隔離上の分類 （酸類、アンモニウム化合物……アルカリ類等）
	備考10： 備考 の欄に掲げる記号の意義

2023 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

3

危規則（分類等）

第3条 第1項

この規則において、危険物の分類は、次に掲げるものとする。

- 一 火薬類
- 二 高压ガス
- 三 引火性液体類
- 四 可燃性物質類
- 五 酸化性物質類
- 六 毒物類
- 七 放射性物質等
- 八 腐食性物質
- 九 有害性物質

2023 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

4

危規則（分類等）

第3条 第1項

この規則において、危険物の分類は、次に掲げるものとする。

収納検査の対象となる危険物

- | | | |
|---|--------|--------------------------------------|
| 一 | 火薬類 | |
| 二 | 高压ガス | |
| 三 | 引火性液体類 | 容器等級I又はIIのもの 容器等級IIIで副次危険性等級が6.1または8 |
| 四 | 可燃性物質類 | |
| 五 | 酸化性物質類 | |
| 六 | 毒物類 | 液体又は気体のもので容器等級I又はIIのもの |
| 七 | 放射性物質等 | |
| 八 | 腐食性物質 | 副次危険性等級3又は6.1のもの |
| 九 | 有害性物質 | |

2023 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

5

1. 火薬類 火薬、弾薬、花火等 	2. 高压ガス 加圧されたガス、引火性を有するガス等（酸素、液化石油ガス（LPG）、エアゾール缶等） 	3. 引火性液体類 引火点が一定温度以下の液体等（ガソリン、灯油、ペイント類等） 	4. 可燃性物質類 自然発火しやすい物質等（木炭、マッチ、金属粉末等）  マッチ 木炭
5. 酸化性物質類 他の物質を酸化させる性質を有する物質等（さらし粉、過酸化水素等） 			6. 毒物類 人体に対して毒作用を及ぼす物質等（殺虫殺菌剤類等） 
7. 放射性物質等 	8. 腐食性物質 腐食性を有する物質（酸性ソーダ、蓄電池等）  蓄電池	9. 有害性物質 1.～8.には該当しないが、人に危害を与え、又は物件を損傷するおそれのあるもの（リチウムイオン電池、PCB、自動車等）  リチウムイオン電池  自動車※ ※ ロールオン・ロールオフ船等に積載する場合であって燃料等の漏洩がない場合は危険物に該当しない。	

国土交通省リーフレット

2023 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

6

危規則（分類等）

第3条 第2項

この規則において、高压ガス、可燃性物質類、酸化性物質類、毒物類の項目はそれぞれ、品名ごとに[告示で定めるもの](#)とする。

危告示（項目等）

第3条 第1項

規則第3条第2項の[告示で定めるもの](#)は、次の各号に掲げるとおりとする。

- 一 高压ガス 引火性高压ガス、非引火性非毒性高压ガス及び
毒性高压ガス
- 二 可燃性物質類 可燃性物質、自然発火性物質及び水反応可燃性物質
- 三 酸化性物質類 酸化性物質及び有機過酸化物
- 四 毒物類 毒物及び病毒をうつしやすい物質

分 類	項 目	等級	隔離区分・容器等級・タイプ（備考2 判定基準）
火薬類	—	1.1	隔離区分（A, B, C, D, E, F, G, H, J, K, L, N, S）
		1.2	
		1.3	
		1.4	
		1.5	
		1.6	
高压ガス	引火性高压ガス	2.1	-
	非引火性・非毒性高压ガス	2.2	-
	毒性高压ガス	2.3	-
引火性液体類	—	3	容器等級 I, II, III
可燃性物質類	可燃性物質	4.1	容器等級 II, III 自己反応性物質は容器等級なし・タイプ B, C, D, E, F
	自然発火性物質	4.2	容器等級 I, II, III
	水反応性物質	4.3	容器等級 I, II, III
酸化性物質類	酸化性物質	5.1	容器等級 I, II, III
	有機過酸化物	5.2	タイプ B, C, D, E, F
毒物類	毒物	6.1	容器等級 I, II, III
	病毒をうつしやすい物質	6.2	容器等級 -, II (UN3291 医療廃棄物)
放射性物質等	—	7	
腐食性物質	—	8	容器等級 I, II, III
有害性物質	—	9	容器等級 -, II, III 環境有害物質はタイプ急性 I, 慢性 I, 慢性 II

品名（正式輸送品名 / Proper Shipping Name (PSN)）

危規則（分類等）

第3条 第3項

この規則において、危険物及びばら積み液体危険物の品名は[告示で定めるもの](#)とする。

危告示（項目等）

第3条 第2項

規則第3条第3項の[告示で定めるもの](#)は、次の各号に掲げるとおりとする…

第一号 危険物 別表第1の**品名の欄に掲げる日本語名**（本邦各港間において運送する場合に限る。）**又は英語名**

危告示 別表第1 備考1

(1) 品名は、日本語名にあっては、日本語名の欄に掲げられているものとし、英語名にあっては、英語名の欄に掲げられているもののうち**大文字部分**とする。

2023 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

9

品名の種類

- (1) 明確に定義された物質
 - 1090 アセトン
 - 1194 亜硝酸エチル溶液
- (2) 明確に定義された物質のグループに対する包括品名
 - 1133 接着剤 3101 有機過酸化物 タイプB 液体
 - 1266 香料製品類
- (3) 特定の化学的性質等を持つ物質のグループに対する特定品名（N.O.S.品名）
 - 1477 無機硝酸塩類（他に品名が明示されていないもの）
 - 1987 アルコール類（他に品名が明示されていないもの）
- (4) 等級または区分に該当する物質のグループに対する包括品名（N.O.S.品名）
 - 1325 その他の可燃性固体 有機物
 - 1993 その他の引火性液体類
- (5) 自己反応性物質（等級4.1）、有機過酸化物（等級5.2） 別表第1 備考1 参照

輸送上の危険性分類を有しているが、危険物リストに記載されていない混合物等は、それを最も正確に示す適切な国連番号等に割り当てなければならない。

2023 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

10

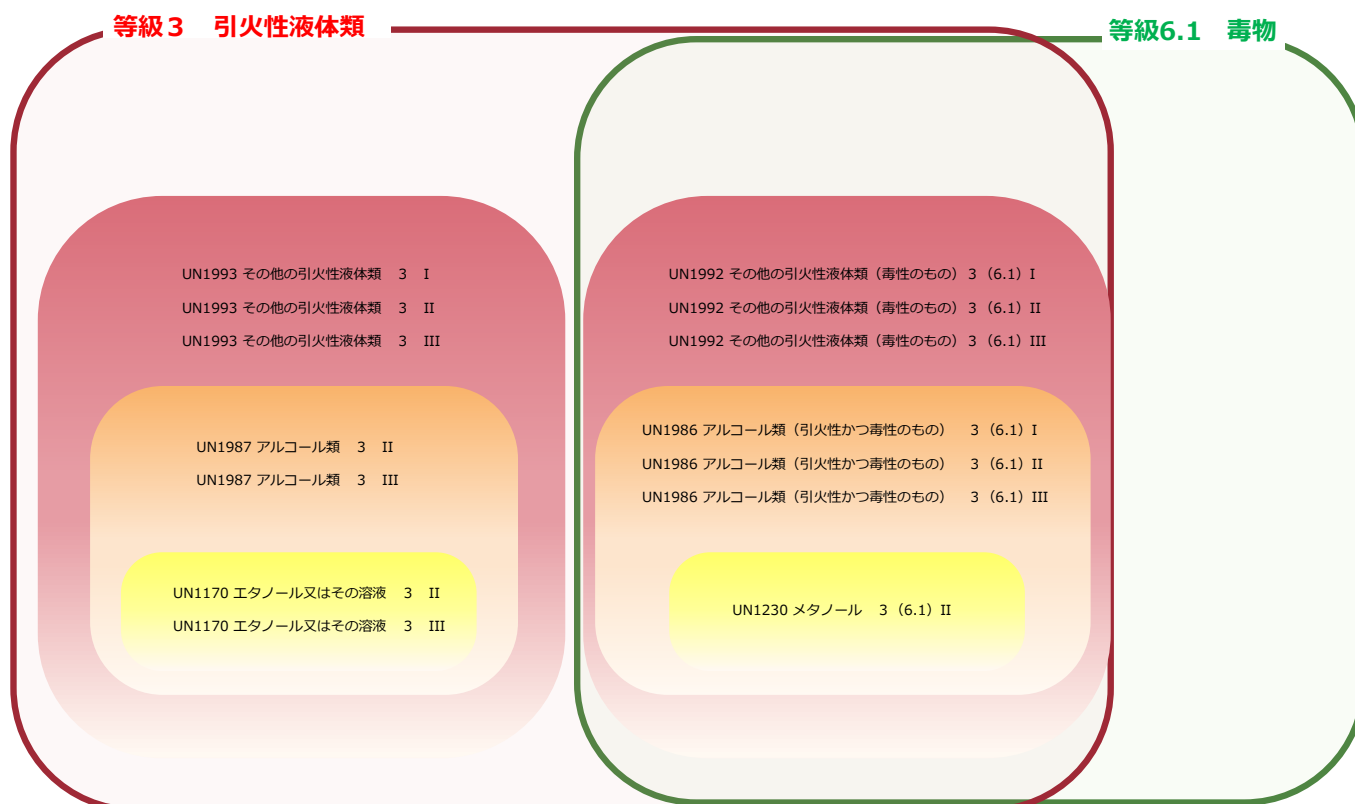
例：エタノール、メタノールに関する品名等

国連番号	日本語名	英語名	分類	項目	等級	隔離区分	副次危険性等級	容器等級
1170	エタノール又はその溶液 (アルコールの含有率が24容量%以下の水溶液を除く。) [エチルアルコール] [アルコール] [変性アルコール] [工業用アルコール]	ETHANOL (ETHYL ALCOHOL) or ETHANOL SOLUTION (ETHYL ALCOHOL SOLUTION)	引火性液体類	-	3	-	-	II
1170	エタノール又はその溶液 (アルコールの含有率が24容量%以下の水溶液を除く。) [エチルアルコール] [アルコール] [変性アルコール] [工業用アルコール]	ETHANOL (ETHYL ALCOHOL) or ETHANOL SOLUTION (ETHYL ALCOHOL SOLUTION)	引火性液体類	-	3	-	-	III
1230	メタノール*	METHANOL	引火性液体類	-	3	-	6.1	II
1986	アルコール類* (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	I
1986	アルコール類* (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	II
1986	アルコール類* (引火性かつ毒性のもの) (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, FLAMMABLE, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	III
1987	アルコール類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	II
1987	アルコール類 (他に品名が明示されているものを除く。)	ALCOHOLS, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III
1992	その他の引火性液体* (毒性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	I
1992	その他の引火性液体* (毒性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	II
1992	その他の引火性液体* (毒性のもの)	FLAMMABLE LIQUID, TOXIC, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	6.1	III
1993	その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	I
1993	その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	II
1993	その他の引火性液体 (他の危険性を有しないもの)	FLAMMABLE LIQUID, N. O. S.	引火性液体類	-	3	-	-	III

2023 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

11

例：エタノール、メタノールに関する品名等



2023 SHIN NIHON KENTEI KYOKAI

12